

平成28年8月17日

各支部責任者各位

準会員制度について

4月29日の理事会・評議会において規約の改正が行われ、新たに準会員としての登録を認めることになりました。

これは他の剣道連盟との二重登録を避けるために設けられたものですので、**準会員として入会する方は、他の剣道連盟に所属していることが条件です。**

「単に会費が半額だから」ということだけで、入会を勧めることのないようにして下さい。

市川市剣道連盟 理事長 浮谷安廣

規約抜粋

第6条 第3条に定める事項に該当する個人及び団体は、本連盟の会員になることができる。

- (1) 正会員は、第10条各号に規定する権利及び義務を有するものとする。
- (2) 準会員は、第10条(3)及び(4)以外の権利、義務を有するものとする。

第10条 本連盟の会員は、次の権利義務を有するものとする。

- (1) 剣道の指導を受けることができる。
- (2) 本連盟主催の大会、講習会その他に参加できる。
- (3) 称号及び段級位の審査を申請することができる。
- (4) 規約に基づいて役員の選挙権及び被選挙権をもつことができる。
- (5) 会費はその年度の6月までに納入するものとし、会費を3年以上滞納し、本連盟よりの督促にも拘わらず理由なくして納入なき場合は、会員の資格を失うものとする。

ア、正・準会員、幼少年の会費は別表によるものとする。

なお、準会員の詳細については、別途内規で定める。

<別表>入会金及び会費

1 一般会員（高校卒業相当年齢以上）

区分	入会金	会費（年額）
正会員	1,000円	6,000円
準会員	1,000円	3,000円

準会員制に関する内規

- 1、準会員を市川市剣道連盟の規約に明記し、これを認める。
- 2、準会員の入会に関しては役員会（名誉会長・会長・副会長・理事長）にて決定する。
- 3、準会員として入会するものは、市川市剣道連盟別表に定める入会金及び年会費を納入するものとする。
- 4、入会に関して虚偽があった場合は、入会を取り消すことができる。
- 5、如何なる理由があっても、入会金及び年会費は返金しないものとする。
- 6、準会員に関して疑義が生じた場合は、上記役員会で決定するものとする。

（附則）

この内規は、平成２８年４月２９日より運用する。